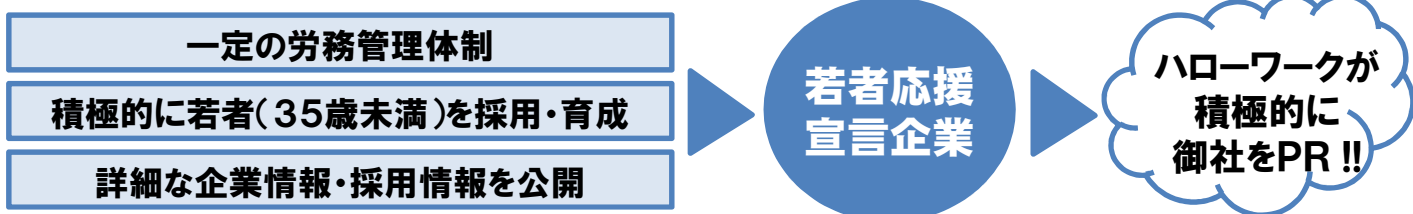


「若者応援宣言企業」になりませんか？

「若者応援宣言企業」とは・・・

一定の労務管理の体制が整備されており、若者(35歳未満)を対象とした求人を提出または募集を行っており、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小企業を「若者応援宣言企業」として、都道府県労働局・ハローワークが積極的にPR等を行う事業です。



「若者応援宣言企業」になると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページや厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な起業等に関するポータルサイト※1で、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援宣言企業」を名乗ることができます	「若者応援宣言企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。※2

※1 ポータルサイトは、平成27年11月頃の公開を予定しています。

※2 ただし、「若者応援宣言企業」を宣言できる期間は原則、宣言した日が属する年度の末日までです。継続して「若者応援宣言企業」を宣言する場合は、改めて求人等を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

どんな企業が「若者応援宣言企業」になることができるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人※3など、若者対象の正社員※4の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	下記の雇用情報項目について公表していること 【新卒者や35歳未満の若者の採用者数・離職者数、研修内容、前年度の月平均所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象社数・取得者数(男女別)】
4	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
5	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
6	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
7	重大な労働関係法令違反を行っていないこと

※3 大卒等求人については、「既卒3年まで応募可」であることが必要です。

※4 ここでいう正社員とは、直接雇用であり、雇用期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。



「若者応援宣言企業」になるまでの流れ

① 求人提出又は募集

ハローワーク等の職業紹介機関に学卒求人・一般求人を提出、または自社で学卒者や若者を募集

※直接雇用で、期間の定めがない、いわゆる正社員の求人・募集であることが必要です。
さらに、必要な経験が「不問」であることも必要です。

② 「宣言基準」の確認

- 若者の採用や人材育成に積極的に取り組んでいること
- 雇用情報項目を公表していること
- 重大な労働関係法令違反を行っていないこと **ほか**

※宣言書などによって「宣言基準」を確認させていただきます。

③ 若者応援宣言

「若者応援宣言企業」として都道府県労働局のHPや厚生労働省のポータルサイトで企業情報を公開

- 宣言された日から原則、その日が属する年度の末日まで「若者応援宣言企業」の名称を使用できます。

企業情報(PRシート)掲載例

このような情報が都道府県労働局のホームページや若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイト(平成27年11月以降)などに掲載されます。

事業所番号	1234-567890-2
事業所名	(フリガナ) まるまるこうぎょう (株) ○ ○ 工業
所在地	□□県△△市○○町 1-2-3

①研修の内容	入社後は先輩社員が担当として就き、OJTを通して丁寧に指導します。 スキルアップのために2ヶ月に1回程度で社内勉強会も実施しています。			
②新卒者の採用実績及び定着状況	採用人数	26年度 2	25年度 2	24年度 1
	うち在籍人数	2	1	1
③新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績及び定着状況	採用人数	26年度 2	25年度 1	24年度 1
	うち在籍人数	2	1	0
④有給休暇の取得実績	10 日/年 (有休休暇取得総日数/正社員数)			
⑤育児休業の取得実績	(男性) 50% / (女性) 100% (男性: 育児休業取得者数/配偶者が出産した者の総数) (女性: 育児休業取得者数/出産した者の総数)			
⑥所定外労働時間(月平均)	20 時間			
⑦社長や先輩社員からのメッセージ	当社には若い人も多く、活気があります。 社内はコミュニケーションが活発ですので、すぐに溶け込むことができると思います。 実務経験がなくても周りの先輩社員に尋ねることができるため、経験のある・なし問わず当社の業務内容に興味をもっていただいた方は、ぜひお越しください。社員一同お待ちしております!!			
⑧求める人材・選考基準	製造業に関心があり、フットワークが軽く、チームワークを重んじる人			
⑨福利厚生制度	新婚旅行休暇(1週間)			
⑩職場の風景画像	((有) ・ 無) ((可) ・ 否)			
⑪インターンシップの受入れの可否	・ 受入可能時期 : 8月から9月中で5日間 ・ 受入人数 : 2人 ・ 実施できる内容 : 製造ラインの軽作業・補助			
⑫職場見学・職場体験の受入れの可否	((可) ・ 否) ・ 受入可能時期 : 8月から9月中 ・ 受入人数 : 2人 ・ 実施できる内容 : 製造ラインの見学、軽作業・補助			
⑬出張講話の可否	((可) ・ 否)			
⑭その他	製造に興味のある方は職場見学でも結構ですので、ぜひお越しください。			

※「インターンシップ」や「職場見学・職場体験」が受入れ可能な事業所には、後日、ハローワーク等からご相談の連絡をさせていただく可能性があります。

貴社と若者との接点を増やし、相互理解の促進のために職場体験等の実施を、ぜひご検討下さい。



詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(H27.10)